

「Old meets New 東京 150 年」事業のロゴマーク及び名称の使用に係るガイドライン

第1 目的

本ガイドラインは、都が管理する「Old meets New 東京 150 年」事業のロゴマーク及び名称を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

第2 定義

1 本ガイドラインにおいて、ロゴマークとは次のものをいう。

都が平成 30 年 1 月に公表した図案、文字列及びフォント（別図のとおり。）。なお、その利用形態については、別に定める「『Old meets New 東京 150 年』事業ロゴマーク デザインマニュアル」において指定している。

2 本ガイドラインにおいて、名称とは、次に掲げるものをいう。

- (1) Old meets New 東京 150 年
- (2) 東京 150 年
- (3) 「Old meets New 東京 150 年」事業
- (4) 東京 150 年事業
- (5) 東京 150 年記念

第3 通則

ロゴマークの使用については、東京都著作権取扱要綱（平成10年7月10日付10財管総第50号）に定めるもののほか、このガイドラインの定めるところによる。

第4 ロゴマーク及び名称に関する権限

ロゴマーク及び名称の使用に関する一切の権限は、都に帰属する。

第5 使用目的、使用の登録

1 ロゴマーク及び名称は、東京府開設から 150 年の節目を祝うとともに、「伝統」と「革新」が共存する東京の魅力を都民に再発見・再認識してもらい、東京への愛着や東京 2020 大会に向けた一体感を醸成し、その先の未来に継承するという「Old meets New 東京 150 年」事業の目的を踏まえた取組において使用する。

2 ロゴマーク及び名称は、使用開始前に使用申請登録書を提出し、使用の登録を行うことにより使用することができる。

なお、次の場合には使用は認められない。

- (1) 都民及び国民の利益を害するおそれがある場合
- (2) 特定の思想、宗教の活動に利用されるおそれがある場合
- (3) 特定の商品等の品質や安全性を保証する目的で利用されるおそれがある場合
- (4) 「Old meets New 東京 150 年」事業の正しい理解を妨げるおそれがある場合

- (5) 法令又は公序良俗に反するおそれがある場合
- (6) その他都が不適切と判断する場合

第6 遵守事項

ロゴマーク及び名称を使用する者（以下、「使用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守すること。

- 1 都に届け出た使用目的のみに使用すること。
- 2 本ガイドライン及び「『Old meets New 東京 150 年』事業ロゴマーク デザインマニュアル」に則って使用すること。

第7 事業の公表

使用者はロゴマーク及び名称を使用する事業のプレス発表等公表に当たって、以下の例のような記載を入れること。

(例)

平成30年は、江戸から東京への改称、東京府開設から150年の節目の年です。東京都では、これを記念し、東京の魅力を内外にPRする「Old meets New 東京150年」事業を展開しています。

第8 使用状況の報告

使用者はロゴマーク及び名称の使用後、2週間以内を目安に、制作物の写真、PDFデータ、掲載HPのURL等により使用状況を報告しなくてはならない。

第9 使用の管理等

都は、必要に応じて、ロゴマーク及び名称の使用状況について報告を求め、又はロゴマーク及び名称を使用した資料や物品等の提出を求めることができる。

第10 使用の差し止め

ロゴマーク及び名称の使用に関し、次に掲げる場合に該当すると認められる場合、都はロゴマーク及び名称の使用を差し止めることができる。

- 1 遵守事項に違反した場合
- 2 使用申請登録書の内容に虚偽の記載があった場合
- 3 使用者が法令に違反した場合
- 4 その他、都が不適切と判断した場合

第11 使用料

ロゴマーク及び名称の使用料は、無料とする。

第12 事故・苦情等の処理

ロゴマーク及び名称を使用した物、施設、活動等に関する事故・苦情等が発生した場合は、使用者が自己の責任の下に必要な措置を講ずるものとする。また、都はロゴマーク及び名称の使用により生じた一切の損害について責任を負わないものとする。

第13 ガイドラインの改定

本ガイドラインは、事前の通知なく、必要に応じて改定される場合がある。

第14 有効期間

本ガイドラインの有効期間は、平成31年3月31日までとする。

第15 補足

本ガイドラインに定めのない事項については、東京都と協議するものとする。

第16 問い合わせ

東京都 政策企画局 調整部 政策課

〒163-8001 東京都新宿区西新宿 2-8-1

T E L 03-5388-2187 F A X 03-5388-1209

E-mail S0000669@section.metro.tokyo.jp (政策課組織端末)

別図

